

# EC市場統合と私法

—統一か多様性の維持か—

オットー・ザントロック  
今野裕之訳

## 一 問題の所在

### (二) 諸文化圏における統合市場

世界には、現在、経済的活力に満ちた三つの地域市場が存在しております。

#### (1) 東南アジア地域市場（環太平洋ブロック）

その一つは、東南アジア地域市場です。これは、北アメリカでは「環太平洋ブロック」と呼ばれております。概念上、アメリカ西部諸州の企業は、このブロックに含まれます。環太平洋ブロックの「経済的原動力の中心」は、日本に存します。このブロックには、オーストラリア、ニュージーランド、そして、——これらの後に挙げるから

といって決してこれらに劣るという意味ではないのですが——いわゆる「五頭の小さな虎」、すなわち、韓国、台湾、香港、シンガポールおよびマレーシアが含まれます。インドネシアおよび中国南部の諸省も、その高い経済成長率から見て、いずれ、この地域の経済的原動力の一翼を担うこととなりましょう。

これら各国の市場は、別個独立のものであります。しかしながら、商品の移動およびサービスの提供のかなりの部分について、これらの市場は統合された地域市場を形成しています。そこでは、集約化された国家間の取引が行なわれております。そこに見られる言語その他の文化的要素の多様性は、市場の統一にとって何ら支障とはなっておりません。日本、アメリカ、カナダ、中国、マレーシアおよびインドネシアの企業は、それぞれまた異なる文化を有する共同体にその基礎を置いております。つまり、単一の市場ではありますが、多様な文化からこの地域市場は形づくられているのです。

## (2) 北アメリカ地域市場（北アメリカ自由貿易協定（N A F T A））

経済的活力に満ちた地域市場の二つめは、現在、アメリカ、カナダおよびメキシコによって形成されておりまします。この地域市場は、「北アメリカ自由貿易協定」を結んでいます。この市場を担う国々は、例えばアメリカ・インディアンのような少数民族を見れば理解されますように、それぞれ独自の人種的、文化的起源を有するものの集合体であります。ただし、その人口の大半は、キリスト教圏であるヨーロッパ系の人々です。この地域に住む人々は、ヨーロッパに由来する三つの言語——英語、スペイン語およびフランス語——を使用しています。したがって、文化的観点からすれば、この地域の人々は、兄弟ではないにしても、少なくとも、従兄弟の関係にあると言えましょう。

このように、カナダ人、アメリカ人およびメキシコ人は、相互に近親的関係にはありますが、しかし、彼らは、

まったく異なった伝統の中に生活しています。例えば、メキシコ、ケベックおよびルイジアナのロマン主義的ルートと生活習慣は、ロマン主義的精神を愛する訪問者を魅了するでしょうし、アメリカおよびカナダの英語圏のアングロ・アメリカン的様式は、今世紀において、全世界的な規模で国際経済を著しく発展せしました。

つまり、この地域の企業は異なる文化的基礎を有するにもかかわらず、そこには統合された大規模な地域市場が存在しているのです。ここでも、市場の統一にとって、歴史的に発展してきた伝統の多様性は、何ら障害となつてはいないのです。もともと、この地域の諸文化の近親的関係は、東南アジア地域におけるそれよりも、ずっと密接ではあります。

### (3) ヨーロッパ共同体 (E C)

三つめの地域市場であるヨーロッパ共同体を構成する各国の文化間の近親的関係は、いつそう密接です。共同体の一、二の加盟国は、キリスト教という共通の宗教を有するのみならず、ヨーロッパの地理的な狭さに起因する地域的な結びつきから、共通的文化的基礎を有しています。一九五一年のヨーロッパ石炭鉄鋼共同体 (E C S C)、一九五七年のヨーロッパ経済共同体 (E E C) およびヨーロッパ原子力共同体 (E U R A T O M) の設立が可能となつたのは、一つにはこの理由によるところが大きいと言えましょう。

しかし、この共同体にも、多くの文化的相違が存在しています。例えば、現在、共同体域内においては、九つの異なる言語が話されています。そこには、各固有の多くの文化が併存しているのです。確かに、全体として見れば、キリスト教圏のヨーロッパを起源とする伝統が共通の要素として挙げられます。しかし、この大きな文化圏に属するE C 加盟各国は、過去千年にわたって、異なった発展をし、多様な個別の特徴を示しております。そして、この多様性こそが、今日おいて、ヨーロッパの思想的豊饒さを現出するに至っているのです。

### (一) ECにおける特殊問題——ECは統一民事法を必要とするか——

EC加盟各国は、現在、法政策上の大きな問題に直面しております。それは、「域内市場」の要請であります。それによれば、一九九三年一月一日までにEC域内の国境は廃止されねばなりませんでした。これは、民事法の統一を要求するものなのでしょうか。それとも、加盟各国における現行の民事法の相違は、そのままよいのでしょうか。あるいは、民事法の統一は、ただちに必要とされるものではないにせよ、少なくとも望ましいものなのでしょうか。

この点に関し、次のことが想起されるのではないでしようか。それは、EC内には主要ないくつかの法伝統が存在するということです。

その一は、フランス法圏です。これには、フランス、オランダ、ルクセンブルク、イタリア、スペインおよびポルトガルの各民事法が含まれます。

その二は、イギリス法圏です。これには、イギリスとアイルランドが含まれます。ただし、スコットランドは、イギリス法圏に入るものはみなされえないであります。なぜなら、スコットランドは、むしろ、固有の法伝統を有しているからです。

その三は、ドイツ法圏です。これには、その母法國であるドイツ、それから、オーストリアとスイスが含まれます。

なお、民事法の領域における文化的多様性に関する注目しなければならないのは、デンマークであります。それは、きわめて特色的あるスカンジナビアの影響を受け、ECの多様性を増す結果となっています。

かかる民事法の伝統の多様性を見るとき、冒頭の疑問がまた想起されるに違いありません。一九九三年一月一日

以降高度に統合される共同体加盟各国の域内市場は、統一民事法を必要とはしないのでしょうか。それとも、加盟各国のこれほどまでの民事法の多様性は、そのままでよいのでしょうか。あるいは、かかる民事法の多様性が除去され、統一法によって置き換えられることは少なくとも望ましく、それは域内市場の経済を促進するのでしょうか。

### (三) 特殊問題に対する解答

この問い合わせについての一つの答えは、一九五七年のEEC条約と一九八七年の单一ヨーロッパ議定書によって出されています。いま一つの答えは、一九八九年にEC議会によって出されておりまます。さらに、この数年来、若干の文献においてもその答えが出されています。これらの答えを、次に簡単に見ておくことに致します。

併せて、この問題との関係で、ECではいかなる領域において民事法がすでに「統一」もしくは「調和」されたかについて、その現状を概観しておくことが適切であるように思われます。なお、「統一」とは、ここでは、次の事実をさすものとします。それは、——例えば、EC委員会の規則によって、あるいは、加盟国間の条約によって——加盟国のすべてに統一法の規定文言がそのまま導入されるということです。これに対し、「調和」という概念は、次のことを言うものとします。それは、加盟国において統一的な規範の規定文言がそのまま適用されるのではないが、加盟国の異なる民事法の規制は内容的に同一のものとされるということです。この種の同一化を図るための重要な法技術上の手段は、指令であります。指令は、EEC条約第一八九条に基づき、EC理事会もしくは委員会によって発せられます。この「統一」と「調和」という二つの概念は、法制度の「整合化」という上位概念の下に包括されるものとします。

## (1) EEC条約およびヨーロッパ経済領域協定

一九五七年のEEC条約も一九八七年のヨーロッパ経済領域協定も、ECの機関に、加盟国の民事法の相違を包括的に統一もしくは調和する権限を与えてはおりません。この二つの条約は、法制度の整合化に関しては、ごく限られた権限しか定めていないのです。

EEC条約上、この権限に関してまず挙げられるのは、第一〇〇条です。同条によれば、EC理事会は、共同市場の設立と運営に直接に影響を及ぼす加盟国の法令および行政規則の調和のために、全会一致で、指令を発する権限を有するものとされております。この授權規定は、二つの重要な限定を含んでいます。一つは、「共同市場の設立および運営」のために重要な法令および行政規則のみが統一の対象とされうるということです。いま一つは、その法令および行政規則が共同市場の設立と運営に「直接に」「影響を及ぼす」場合にのみ統一の対象とされうるということです。これらの概念をこのように逐語的に解釈することについては、当然ながら反対があります。しかし、少なくとも、EEC条約第一〇〇条はEC理事会に対し加盟国のために包括的な統一民事法を制定する権限を与えてはいないという点では、見解の一一致が見られるのです。

同じことは、EEC条約第一〇〇a条にもあてはまります。同条は、一九八七年の单一ヨーロッパ議定書によってEEC条約に追加されたものです。このEEC条約第一〇〇a条は、同条約第八a条の目的を達成するために用いられるものとされています。同条約第八a条の目的は、「域内市場」の完成にあります。この域内市場においては、「商品、人、サービス、および資本の自由な移動が……保障される」ものとされています。しかし、この目的の実現のために、包括的な共通ヨーロッパ民事法典というようなものは必要ではありません。この目的は、加盟国においてその実現の妨げとなつている直接の障害（例えば、技術上その他の基準）を除去することによって達成されましょう。

さらに、域内市場においてEC諸機関に法制度整合化のための権限を与えるEEC条約のその他の規定も、一般民事法を制定し、現在の多様な民事法を統一する権限をこれらの機関に与えるものではありません。

## (2) 現状分析——民事法の領域における法制度整合化の現状——

ECの基礎となる各条約は、ECの諸機関に、きわめて限られた範囲でしか加盟各国の民事法の整合化を図る権限を与えてはおりません。とはいっても、加盟各国の民事法は、こうした基礎に基づき、かなりの分野においてすでに統一もしくは調和が図られております。その現状を概観しておきましょう。

民法の領域においては、製造物責任、訪問販売、パック旅行および消費者信用に関する加盟各国の国内法規定が、指令によって調和を図られております。また、重要なものとして、普通取引約款法の統一に関する指令が間もなく公布されます。

商法の領域においては、代理商に関する指令が、広い範囲にわたって加盟各国の国内法の調和を図りました。また、従来大きく異なつていて貸借対照表に関する法規定の調和についても、多くの指令によって注目すべき進展が見られました。

労働法上の問題については、指令によってかなりの調和が図られております。これらの指令の目的は、EC内における労働者の自由な移動を保障することにあります。これには、男女の平等待遇に関する三つの指令も含まれております。さらに、非定型雇用契約や集団解雇を規制する指令もあります。

会社法の調和については、共同体機関は、銳意これに取り組んでおり、かなりの成果をあげております。まず、公示に関する第一指令および資本に関する第二指令は、資本会社における資本の調達と維持およびその公示の確保に関する会社法の規定の調和を図りました。また、注目されるものとして、GmbH & Co.（典型的には、唯一の無限

責任社員が有限責任会社である合資会社をさす——（訳者注）および一人有限责任会社に関する特別な規制の調和に関する二つの指令があります。さらに、いつそう重要なものとして、EC理事会の規則によって新たなヨーロッパレベルの企業形態が創設されたことが挙げられます。それは、ヨーロッパ利益共同事業体であります。これは、一九八五年以降、利用可能となつております。加うるに、会社法の領域では、これ以上の大きな計画が立てられております。それは、ヨーロッパ株式会社法の制定であります。同法は、域内市場の株式会社が——国内レベルではなく——ヨーロッパレベルの超国家的会社として法人格を取得することを可能とせんとするものであります。

これらに加えて、国際私法および国際民事訴訟法の領域における進展にも言及しないわけにはまいりません。まず、加盟各国の国際債務契約法については、契約上の債務関係に適用される法規に関する一九八〇年六月一九日のいわゆるローマ協定によって、統一が図られております。また、すべての加盟国において統一的な裁判籍に基づいて訴えの提起を可能とすること、および、ある加盟国の裁判所によって下された民事事件および商事事件の判決が簡易な手続きで他の加盟国で承認、執行されることを可能とすることは、すでにEC設立後の非常に早い段階で、裁判管轄ならびに民事事件および商事事件における判決の執行に関する一九六八年九月二七日のいわゆるブルュッセル協定によって実現されております。

### (3) EC議会の見解およびヨーロッパにおける法律学者の見解

EC議会は、ECの私法の領域においてこれまでに達成された法制度の整合化は、不十分であると考えているようです。一九八九年の決議において、EC議会は、加盟各国およびEC機関に対し、「私法に関する統一ヨーロッパ法制定のための必要な準備作業」を開始するよう求めました。その際、EC議会がとくに強調したのは、ヨーロッパ債務法の統一の重要性でした。EC議会の見解によれば、かかる事項に関する調和の権限がECにまつたくない

わけではないとされています。もとも、これを疑問とする見解もあります。

このEC議会の決議に先立ち、一九八〇年にすでに、ヨーロッパの法律学者たちが、自主的に、共通ヨーロッパ契約法制定のための作業グループを設けておりました。この作業グループには、ECの一〇の加盟国から二〇人の法律家が加わっていました。討議の後、同グループは、契約法上の若干の一般的原則について承認することで合意しております。それは、例えば、契約の効力、契約の履行、契約の不履行の効果、履行遅滞、従たる義務の侵害、不能などについてであります。

ECの統一民事法典を作るとの考えは、ECの多くの法律学者に歓迎されているようです。ただし、一部には、EC機関がこの点での権限を有するのか、また、こうした企てが法政策的に意味があるのかについて、かなり疑問があるとする者もあります。とりわけ、かかる企ての法政策的な合目的性については、今まさにヨーロッパにおいて激しく議論されているところとなっております。

## 二 ヨーロッパ統一民事法制定反対の理由

統一民事法を制定するための権限をECは今のところ有していない、という形式的な議論について、ここで論じるつもりはありません。かかる権限は、必要ならば、EEC条約の改正によって容易にEC機関に与えられうるのです。むしろ、ヨーロッパに現存する加盟各国の民事法の多様性が統一民事法によって取つて代わられるとの法政策的な意味こそが重大な問題なのです。そこで、この問題について詳しく検討したいと思います。

なお、とりあえず私の見解を申し上げておけば、私は、ヨーロッパ統一民事法の制定には、現状では、大きな疑念を抱いております。

では、かかる疑念の根拠について、考察を進めさせていただきます。

## （一）幾世紀にもわたる民事法文化の消失

ヨーロッパ統一民事法の制定は、まず第一に、ヨーロッパにおいて何世紀にもわたって体系的に発展してきた、意義ある個々の民事法文化を消失せしめることとなります。この結果、文化的多様性のかなり部分が失われ、ヨーロッパは、精神的な広がりにおいて貧しくなりましょう。ヨーロッパの思想的豊饒さの源は、形式的にも実質的にも、文化と風土の多様性に存するのです。

こうした多様性は、ヨーロッパの言語および文学に象徴的に見られます。誰が、多様な言語の一つが無くても構わないと思うでしょうか。誰が、多様な文学の伝統を生み出してきた計り知れない財産を失うことを望むでしょうか。同様のことは、音楽、料理、建築その他多くのものに見られる伝統の地方的多様性にも言えましょう。こうしたものが、ヨーロッパ大陸を、地球上における最も豊かな大陸の一つにしてきたのです。旅行者としてヨーロッパを訪れたことのある方は誰でも、そのときのヨーロッパ旅行の経験と北アメリカやオーストラリアのような「新しい」大陸の旅行の経験とを比べるならば、私がここで言わんとすることを理解されるであります。

ヨーロッパの民事法の伝統も、こうした多様な文化の一つなのです。ヨーロッパの北西部から順に南そして東へとそれを擧げるならば、イギリス法のモン・ロー、フランス法の民法と商法、その他のローマ法圏の国々の民法と商法、オランダの民法、そしてドイツの民法が挙げられます。これらの際立った多様性をもつてわれわれに伝えられた民事法のすべてを「EC立法機関の一言」で失うことを、われわれは望むでしょうか。

こうした修辞的ともいえる論法には、多くの異論がありましょう。次に、そのうちのいくつかのものを取り上げたいと思います。

(1) 歴史法学派を含む古典的ロマン主義への回帰ではないかとの批判について

今申し上げた私の考えに対するは、それは一五〇年ほど遅れているとの反論がなされるかもしれません。精神史におけるロマン主義の時代は、前世紀の中葉に終わりを告げ、それとともに歴史法学派も葬られたのであって、思想史においてこの両者を蘇らせようとすることは、時代錯誤的であり、欺罔的でさえあると言われるかもしれません。

この反論に対する答えはこうです。今ここで述べたことは、古典的ロマン主義に加担するものでも、歴史法学派の再生を望むものでもないということです。われわれにできるのは、一九世紀に戻ることではなく、ヨーロッパにおける法の発展の次の千年の幕開けとなる二一世紀の要請に応えることなのです。目前に迫った二一世紀の要請からヨーロッパ規模で民事法の統一を図ることが必要とされている、とは思えません。この点について、詳しくは、後ほど論じたいと思います

(2) 過ぎ去りし中世の「共通法」への回帰であるとの論拠について

次に、ここで私がヨーロッパ統一民事法の制定に反対して述べた考え方を批判し、ヨーロッパ統一民事法を擁護する者の依拠するいま一つの説に、簡単にふれておきましょう。

それによれば、過ぎ去りし中世においては、ヨーロッパに共通のローマ法の伝統から、統一民事法、いわゆる「共通法 (ius commune)」がすでに一度発展を見たというのであります。この「共通法」は、おおよそ二世紀から三世紀の間、ヨーロッパの市場における交易を実際に秩序づけていたのですが、中世から近世への過渡期において、ヨーロッパにはさまざまなかつては、各領邦国家において新たに法典化された地方特別法が、継承された「共通法」に徐々に取って代わっていったのです。こうしたことから、今日のECにおける統一民

事法制定の要請は、「共通法」はヨーロッペの領邦国家とその後の国民国家の地方特別法によって中断されたにすぎないというその歴史的伝統に結びつけることができる、この立場をとる者たちは言うのです。

この見方は確かに正しいと思います。しかしながら、現代において、そして、かつてと同様の仕方でヨーロッパ統一民事法を制定することが真に必要であることの理由を、この説は何ら示してはおりません。

### (3) 二一世紀の要請という誤解について

EC議会や、ヨーロッパ統一民事法の制定を求める法律学者たちによって、さらに、次のような主張がなされています。それによれば、これまで部分的にのみなされてきた法制度の整合化は共同体の域内市場の要請と目的に十分に応えてはおらず、それ故、ECの包括的な統一民事法が制定されねばならないというのです。これは、換言すれば、ヨーロッパ統合域内市場がヨーロッパ統一民事法の制定をまさに必要としているということです。したがって、これは、その必要性を否定できないことの一つの論拠になります。

しかし、かかる論拠には承服できないものがあります。ECの域内市場にはヨーロッパ統一民事法の制定が不可欠であるなどということはないのです。このことは、先程述べたEC議会の見解やその支持者の見解に疑問を呈する、多くの法律学者によってすでに指摘されております。EC議会の見解に疑問を抱かせる例は枚挙に漏れません。例えば、アメリカの域内市場、カナダの域内市場およびオーストラリアの域内市場は、その域内の私法が統一されていないにもかかわらず、十全に機能しています。このことから明らかなのは、共同市場の存在が統一民事法による補完を必要としているものなどはないということです。

これに対し、アメリカの五一の民事法間の相違、カナダの九つの民事法間の相違、そして、オーストラリアの六つの民事法間の相違は、これらの国の域内経済に重大な影響を及ぼすほど大きくはなく、つまり、これらの国の民

事法のほとんどすべては英米法系に属するのであって、したがって、これらの国の域内市場に統一民事法が存在しないことは、それほど問題ではないのである、と再反論がなされるかもしれません。

アメリカやカナダにはその淵源を英米法圏ではなくローマ法圏に有する民事法があり、そして、これらの国の大いな市場における域内取引はそれにもかかわらず十全に機能しているということはおくとしても、この再反論に対しては、ヨーロッパ以外の大きな地域的経済的原動力の中心の存在を指摘しなければなりません。それは、東南アジア地巣市場、すなわち「環太平洋ブロック」であります。この地巣市場は著しい発展を遂げていますが、その構成国の民事法が統一されていないことが弱点であるなどということはまつたくありません。同じことは、発展途上にある中北米市場、すなわち「北アメリカ自由貿易協定」にもあてはまります。これらの地巣市場について見たところからするならば、域内市場を十全に機能させるためにはその市場を構成する国の民事法の整合化が不可欠であるという考えが誤りであることは明らかであります。

#### (4) 小括——必要な限りでの統一と可能な限りでの多様性の維持——

以上から、次の結論に達します。すなわち、ヨーロッパ統一民事法が制定されれば、その必要がないにもかかわらず、ヨーロッパは、部分的に、その文化的多様性を失うことになります。かかる認識は、近時の動向にも合致するものであります。一九九一年一二月のEC首脳会議におけるマーストリヒト決議を加盟国議会において批准することが非常に困難であることが明らかになって以後、ECの統一熱は締じてきめています。

もとも、周知のごとく、ヨーロッパの統一ということは、ヨーロッパの文化的遺産のすべてを統一することを意味するわけではありません。むしろ、EC内の政治上および法律上の議論においては、「補完性」という文言が重大な意義を有しています。この文言は、ある意味では正しいものと言えます。つまり、ECの原則は次のようなも

のなのです。それは、必要な限りでの統一と可能な限りでの多様性の維持ということです。

### (1) ヨーロッパ統一民事法制定の実際上の効果

ＥＣ議会の見解およびヨーロッパ統一民事法の制定を支持する者の見解に対するこれまでの議論では、もっぱらヨーロッパの文化的遺産にだけ目を向けてきました。次に、目を転じて、実務における商人側の要求について見てみましょう。その際、次のとく問題を設定したいと思います。ヨーロッパ統一民事法の制定は、域内市場において生産活動ならびに取引活動を行い、それ故、域内市場の本来の担い手であり、それに活力を与えるものである企業に実際に利益をもたらすものなのでしょうか。

この問い合わせは、否であります。これに関して、ここでは以下の三点を指摘しておきましょう。

第一は、ＥＣ委員会等の権限ある機関によって比較法的な基礎に基づき理論的に作り上げられた統一法は、その実施に困難が伴うということです。しかも、それが高度の知識を有する法律学者によって起草されたものである場合には、その実施にはいつそう困難が伴います。なぜか。答えは簡単です。この種の統一法の解釈はしばしば正確であるからです。つまり、その起草者たちの間で見解の一致をみるとできなかつたという事実から、多くの点において表面的で形ばかりの妥協がそこには存するからです。このことは、一九六四年の統一商事売買法、同年の統一商事売買締約法および——本質的には成功だったのですが——一九八〇年のウイーン商事売買法協定の経験に明らかです。

第二は、周知のことく、国際的統一法は、各国の裁判所によって、しばしば異なった解釈をされるということです。この結果、切望された法統一は、各との裁判実務が異なることによって、再び水泡に帰すこととなります。

第三は、国際的統一法とそれを補完する各国の国内法との間には、両者の適用領域の限界づけと調整の問題が少

ながらず生じるということです。

では、ECの域内市場における企業の実際上の利益は、いかにすればより良く図られるのでありますか。

企業の欲するものは、法的な明確さです。例えば、契約がイギリス、フランスあるいはドイツの民事法に基づく判断を必要とされる場合、これら各国の法律の適用に関して問題となるのは、その不明確さができるだけ少ないことであります。しかし、これら各国の民事法は、高度に発展したものであり、数世紀、少なくとも数十年にわたって十分に鍛え上げられ、綿密に仕上げられたものであります。したがって、不明確さが少ないとすればそれは最善のものと言えましょう。これらの法律は実際にきわめて良く機能しております。もつとも、そのためには、ヨーロッパの法律家の法的能力に相当の期待がかけられることになります。かかるヨーロッパの法律家の能力を養成するために、なすべきことはまだ多いとはいえ、ヨーロッパの大学の法学部はこの数十年間ににおいてかなりの努力をしてきております。例えば、隣国の民事法に関する科目は、ヨーロッパの大学の法学部のほとんどすべてにおいてカリキュラムに置かれています。

結局のところ、ECの域内市場において生産および取引を行う企業がその日常の冷厳な実務においてヨーロッパ統一民事法を必要とするということなどはないと言えましょう。

### (三) 商人の先導的役割

法制度の歴史のみならず現代における経験も、われわれに次のことを教えています。それは、商事取引に関する新たな民事法ないしは民事法の補完法の制定がうまくいった場合において、先導的な役割を果たしているのは、国家の立法機関や国際的な立法機関ではなく、商人であるということです。

ここで言う「商事取引に関する民事法」として挙げられるものとしては、とくに、次のような債務法および物権

法ならびに商行為法があります。例えば、ドイツ帝国において統一的に適用された最初の民事法である一八三八年の統一ドイツ手形令（AWO）の制定にあたり大きな役割を果たしたのは商人でした。このことは、一八五六年から一八六〇年にかけて制定された一般ドイツ商法（ADHGB）にもあてはまります。

こうした例はその後も続いています。今世紀においては、とくに、パリの国際商業会議所（IHK）に代表される国際的な商人団体が、大きな役割を果たしています。いくつかの例を挙げれば、例えば、国際商業取引用語（INCOTERMS）、統一信用状規則および統一契約保証規則などは、こうした国際的な商人団体の活動の大きな成果です。

したがって、次のように言うことができましょう。国際的取引に関する民事法規範を制定する場合には、何よりも、国家の立法機関や国際的立法機関はその規範の制定に関与すべきではないのです。商人こそが最適なのです。商人が統一法の必要を言わない以上、国家の立法機関も国際的立法機関もそれを控えるべきでなのです。これが「ECの立法機関」についても当てはまるることは言うまでもありません。

#### （四）世界的視野の喪失

最後に、次のことを忘れてはなりません。それは、ヨーロッパの企業は、ヨーロッパにおいてのみ生産および取引を行っているわけではなく、全世界においてそれを行っているということです。したがって、商事取引に関する民事法の統一を考える場合には、ヨーロッパだけではなく、全世界に目を向けなければなりません。ヨーロッパ的視野ではあまりに狭い。ここでまた例を挙げれば、例えば、輸出入契約書、信用状および銀行保証状などは、ヨーロッパのみならず、全世界的に存在します。商事取引に関する民事法を形成するものは多く、法制度の整合化の基礎としてヨーロッパの民事法のみを取り上げるのでは不十分であります。

### 三 結び

世界の大きな地域市場は、その地域市場の設立と運営のために不可欠もしくは必要とされるべく限られた範囲でのみ地域的統一民事法を必要とするにすぎません。E E C条約第一〇〇条は、この点で、「環太平洋ブロック」や「北アメリカ自由貿易協定」といった他の地域市場に対しても正しい道を示しているといえます。こうした地域市場のいずれにおいても、包括的な統一民事法の制定は求められるべきではあります。そして、いかなるものが統一される必要があるのか、統一の結果としていかなる内容ものが作られるべきかを決定するのは、国際的な商人団体なのです。かかる立法のためには、国際的な商人団体こそが言葉の正しい意味において「最適」なのであり、領導的役割を果たすべきなのです。なぜなら、異なる国内民事法の統一もそうですが、文化的統一というものはすべて既存の文化の多様性を喪失せしめることなしにはなされえないからです。文化的な貧しさを招きたくないのであれば、このことを十分に認識しておく必要がありましょう。こうしたことからすれば、世界の地域市場について統一民事法を制定することに少なくとも簡単には支持を表明しえないはずです。このことは、東南アジア地域市場および中南米地域市場についてのみならず、まず第一に、そして、なかんずく、ヨーロッパ統一民事法の制定を切望するE C議会と一部の法律学者に言うべきことなのであります。

(本講演は、一九九三年一〇月六日に本学において行われたものである。)

(Otto Sandrock=ドイツ・ミュンスター大学法学部教授)  
()の・ひるゆき=本学教授)

